

3. 介護支援専門員の資質向上等について

(1) ケアマネジャーの在り方の検討

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）については、昨年12月の社会保障審議会介護給付費分科会審議報告において、「ケアマネジメントについては、（中略）さまざまな課題が指摘されている。これらの課題に対して、介護報酬における対応に加えて、より根本的なケアマネジメントの在り方について検討し、必要な対応を図るべきである。」とされ、さらに、「次期介護報酬改定までの間に、（中略）保険者によるケアプランチェック、ケアプランやケアマネジメントについて評価・検証の手法について検討し、ケアプラン様式の見直しなど、その成果の活用・普及を図る。また、ケアマネジャーの養成・研修課程や資格の在り方に関する検討会を設置し、議論を進める。」とされたところである。
- 上記の趣旨を踏まえ、今後、国において、
 - ・ 自立支援に資するケアマネジメントの普及のためのケアマネジメント向上会議
 - ・ ケアマネジャーの養成・研修課程や資格の在り方に関する検討会を設置し、議論を進めていくこととしているのでご了解願いたい。

(2) ケアマネジャーに対する研修の実施

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、介護支援専門員資質向上事業を実施しているところであるが、新サービスの創設など今般の制度改正を受けた研修内容の見直し等については、上記（1）における研修の見直しも踏まえながら検討していく予定である。
- なお、一般社団法人日本介護支援専門員協会において、平成24年度中に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る研修実施を予定していることから、各都道府県の介護支援専門員協会、居宅介護支援事業所等に広く周知されたい。
- また、介護支援専門員資質向上事業については、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「都道府県によって、あるいは個人によって受講料の負担に大きな差があることは不合理である」という評価を受けたところである。

本事業については平成24年度予算（案）においても事業の実施に必要な予算を確保することとしていることから、各都道府県におかれては、引き続き積極的な活

用をお願いしたい。

なお、各都道府県の受講料は別紙1のとおりとなっているので、参考にされたい。

- また、開講日や開講時間帯あるいは開催期間等、選択的な受講が可能となるように研修を実施するなど、受講しやすい環境作りにご配慮願いたい。
- さらに、平成21年4月より、受講者の負担軽減の観点から、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができる取扱いとしているところであり、通信学習の導入についても積極的にご検討願いたい。
- なお、介護支援専門員資質向上事業のうち国庫補助の対象となるのは、「介護保険事業費補助金の国庫補助について」（平成14年12月4日厚生労働省発老第1204001号厚生労働事務次官通知）において規定しているように、介護支援専門員実務研修及び介護支援専門員再研修を除くものである。したがって、実務未経験者に対する更新研修も国庫補助の対象となるのでご留意願いたい。

(3) 介護支援専門員研修改善事業について

- 本事業は、現行の介護支援専門員の研修の実効性を確保するため、実施要綱に定められた研修体系・科目に応じて、到達目標や指導の視点等を定めたガイドラインを策定し、研修実施後の評価を行った上で、その後のあり方へ反映していくサイクルを構築することにより、一定程度の質の確保と研修内容の不断の見直しを図るものである。（別紙2参照）
- 今年度については、介護支援専門員専門研修について、一部自治体の協力を得て、モデル的に指導者（講師）向けの研修を実施しているところであり、来年度には実際の研修においてモデル的に実践した上で、ガイドラインを策定し周知していく予定である。なお、資質向上事業に定められたその他の研修についても同様にガイドラインを策定していく予定であるので、これら事業の推進にあたりご協力をお願いしたい。

(4) 第15回介護支援専門員実務研修受講試験の実施

- 第15回介護支援専門員実務研修受講試験については、本年の10月28日（日）を予定（正式には別途通知する予定）している。
- 各都道府県においては、会場確保等の所要の準備を進められるとともに、本試験

の実施にあたっては、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知（以下「試験実施通知」という。））及び別紙3のスケジュールに基づき、適切な実施をお願いしたい。

- なお、試験実施通知については、今般の制度改正を踏まえ、新たに創設されるサービス等に係る項目を出題範囲に加えていくこと等の改正を予定しているのご覧願いたい。

（5）介護支援専門員実務研修受講試験における実務経験について

- 介護支援専門員実務研修受講試験（以下、「介護支援専門員試験」という。）における実務経験の確認方法については、実務経験（見込）証明書（以下、「実務経験証明書」という。）により行うものとされているところである。実務経験証明書は、施設又は事業所の長又は代表者が作成することとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な事例も生じているところである。
- これまでも全国介護保険・高齢者保険福祉担当課長会議において周知してきたところであるが、本来実務経験の要件を満たしているにもかかわらず、書類の形式的な不備により受験できないといったことが生じないよう、例えば、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書等の提示により、実務経験の有無を確認する方法等であっても差し支えないので、各都道府県においては、実務経験の確認にあたり、柔軟かつ適切な対応を図られるよう改めてお願いしたい。

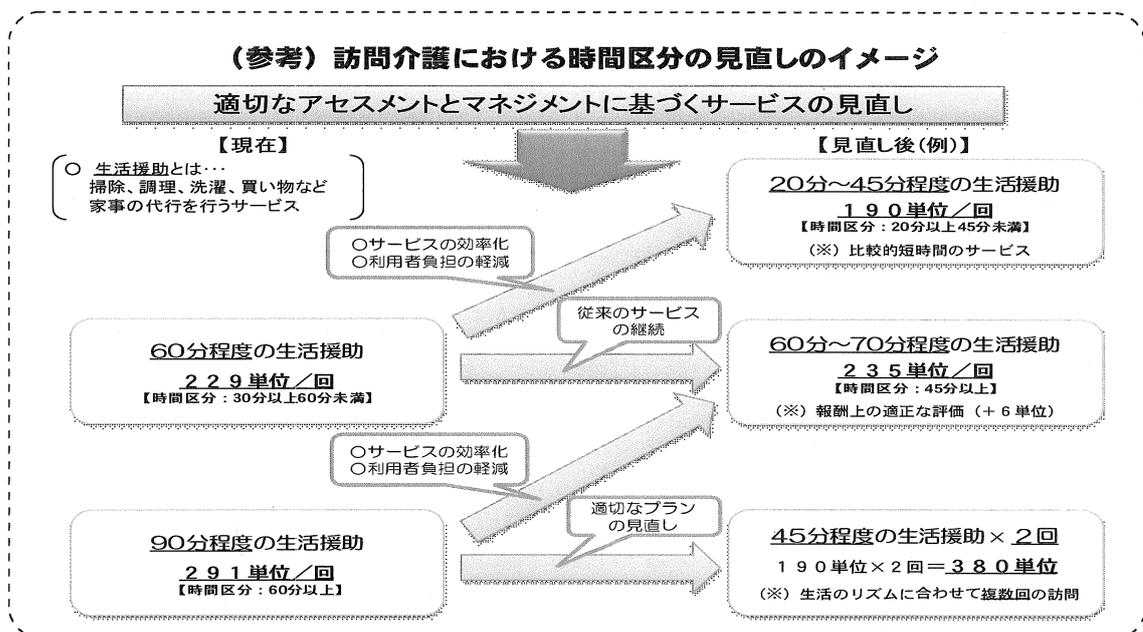
（6）介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムについて

- 本システムは、介護保険事業者に係る指定取消し等の情報を都道府県間で共有し、介護保険事業者指定事務等の円滑実施に資することを目的に、平成18年度から運用されているところである。
- 本システムについては、現行のポータルサーバ及び都道府県サーバの多くが更改時期を迎えているが、本システムの確実な動作環境を保障するためには、ポータルサーバ及び都道府県サーバの互換性が必要である。このため、各都道府県サーバを更改する際には、国からお示しする予定の仕様書に留意しながら適切に対応していただきたい。

- また、本システムについては、今般の制度改正を踏まえ、新たに創設されるサービス等に係る項目を選択可能にすること、各都道府県より改善に関する意見が多かった介護支援専門員管理に係る「再研修」項目の追加、「更新回数」・「備考」欄の追加等の更改を平成23年度中に予定しているのでご了解願いたい。

(7) 平成24年度介護報酬改定を踏まえた適切なケアプランの作成について

- 地域包括ケアの推進を図るため、利用者の自立した生活の支援、医療と介護の連携の促進といった観点から、基本単位や各種の加算・減算の見直し等が行われたところであり、介護サービス事業所はもとより、特に管内のケアマネジャーに対しては、今般の介護報酬改定の内容及び趣旨についての周知徹底を広く図られたい。
- 特に、在宅の要介護高齢者の多くが利用している訪問介護・通所介護においては、基本単位に係る時間区分の見直しが行われたところであるが、今般の見直しは、あくまでも介護報酬における評価を行う際の区分の変更であり、これまで提供されてきたサービスを、利用者の意向等を踏まえずに、新たな時間区分に適合させることを強いるものであってはならず、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じたサービスを提供する趣旨であることに十分留意されたい。
- なお、訪問介護の生活援助の時間区分の見直しの内容に関し、一部に全てのサービスを「45分未満」で提供しなければならないかのような誤解をされている面があるが、見直し後においても、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、現在行われている60分程度のサービスを実施することは可能である。



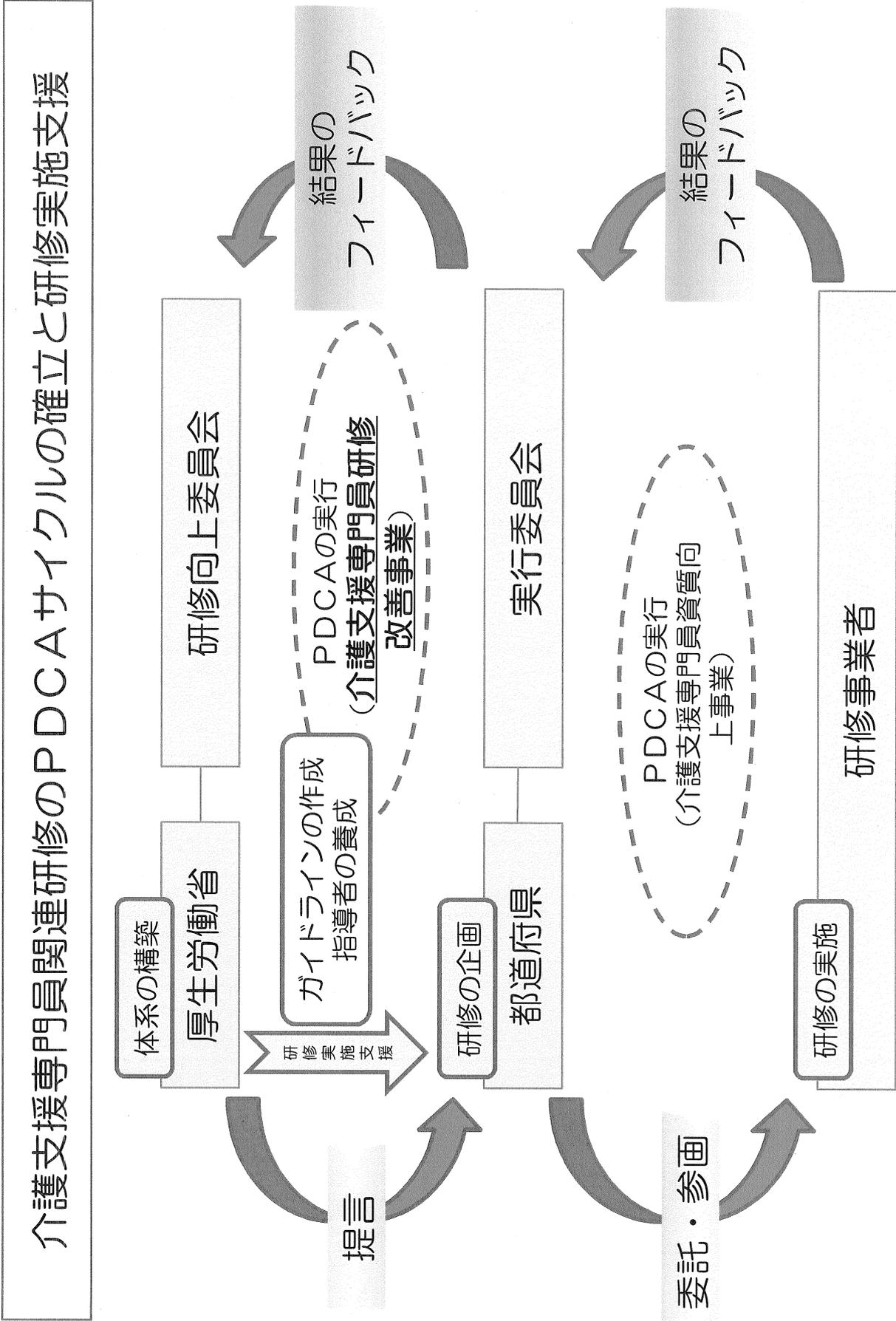
- また、従前より、訪問介護の所要時間（介護報酬の算定基礎となる時間）については、現にサービスを提供した時間ではなく、訪問介護計画において定められた内容のサービスを行うために必要と考えられる標準的（平均的）な時間としており、今般の見直し後も所要時間の考え方は変わるものではない。
- 通所介護においても所要時間の考え方は同様である。当日のサービス進行状況や送迎等の関係から、サービス提供の開始・終了時刻が利用者ごとに前後することはあり得るものであるが、その場合であっても、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行えば介護報酬の対象となるものであり、全ての利用者のサービス提供の開始・終了時刻を同時にすることが求められているものではない。また、例えば5時間以上7時間未満のサービスを受ける利用者と7時間以上9時間未満のサービスを受ける利用者が混在している場合であっても、1つの単位として一体的なサービス提供が可能であるなど、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能となっているところである。
- ケアマネジャーにあっては、今般の訪問介護等の時間区分の見直し等を、これまで行われてきたケアマネジメントの内容を改めて見直す一つの契機として捉え、利用者にとってより適切なケアプランの作成をお願いしたいと考えている。
- また、適切なアセスメントに基づくケアマネジメントの見直しに当たっては、定期巡回・随時対応サービス等の新サービスの利用も含めた検討を行い、新サービスを利用することが適切と考えられる利用者に対しては、ケアプランの再構築を行う等、利用者にとって、より適切なサービスの利用に向けた支援をお願いしたい。

(別紙1)
(単位:円)

全国の受講料の金額一覧(平成23年度)

	実務従事者 基礎研修	更新研修(未 経験者向け)	更新研修(経 験者向け)	専門研修(Ⅰ)	専門研修(Ⅱ)	主任介護支援 専門員研修
北海道	0	30,000	33,900	19,700	14,200	50,000
青森県	12,000	22,000	20,000	11,000	9,000	22,000
岩手県	11,000	20,000	21,000	13,000	8,000	21,000
宮城県	2,500	20,000	18,000	11,000	7,000	10,000
秋田県	8,000	21,000	16,000	8,000	8,000	25,000
山形県	4,800	22,650	22,440	13,940	8,500	21,000
福島県	3,000	21,000	6,000	3,000	3,000	5,000
茨城県	1,000	27,000	16,000	16,000	11,000	6,500
栃木県	13,000	27,000	31,000	16,000	15,000	32,000
群馬県	10,000	20,000	30,000	11,000	19,000	30,000
埼玉県	20,000	30,000	38,000	21,000	17,000	28,000
千葉県	25,000	30,000	38,000	20,000	18,000	49,000
東京都	5,000	26,400	31,500	16,000	15,500	48,400
神奈川県	8,020	30,000	38,000	20,000	18,000	28,000
新潟県	17,000	20,000	27,900	15,900	12,000	32,000
富山県	0	21,650	0	0	0	0
石川県	1,500	26,000	4,000	2,000	2,000	3,000
福井県	2,000	7,000	6,500	5,000	1,500	4,000
山梨県	0	15,000	10,000	10,000	10,000	0
長野県	4,700	13,700	15,400	9,500	5,900	15,100
岐阜県	16,500	18,200	31,500	17,000	14,500	50,000
静岡県	20,000	38,000	20,000	21,000	20,000	50,000
愛知県	15,000	20,000	35,000	18,000	17,000	50,000
三重県	0	22,650	23,000	13,000	10,000	30,000
滋賀県	15,510	26,170	25,850	15,510	10,340	30,080
京都府	9,000	19,650	21,000	11,000	10,000	20,000
大阪府	12,000	26,980	38,500	20,200	18,300	60,000
兵庫県	10,000	18,000	22,000	13,000	9,000	30,000
奈良県	10,000	25,000	30,000	17,000	13,000	30,000
和歌山県	16,000	28,500	16,000	10,000	6,000	28,000
鳥取県	5,000	12,800	21,000			5,000
島根県	10,000	14,440	12,730	12,940	12,730	10,000
岡山県	8,000	14,000	14,000	8,000	6,000	15,000
広島県	21,000	27,000	24,000	12,000	12,000	42,000
山口県	10,000	24,000	34,000	18,000	16,000	20,000
徳島県	10,500	23,650	16,800	10,500	6,300	5,000
香川県	5,000	25,500	25,000	10,000	15,000	30,000
愛媛県	18,000	27,000	23,000	13,000	12,000	50,000
高知県	3,000	21,000	24,000	12,000	12,000	3,000
福岡県	13,000	26,500	26,940	15,940	11,000	25,000
佐賀県	15,000	24,500	35,000	20,000	15,000	30,000
長崎県	3,200	7,850	7,600	4,900	2,700	6,400
熊本県	6,000	28,650	22,000			23,000
大分県	10,000	20,000	20,000	20,000	15,000	10,000
宮崎県	14,000	30,650	26,000	14,000	14,000	30,000
鹿児島県	22,550	23,000	37,550	22,550	19,550	37,000
沖縄県	0	24,095	22,000	12,000	10,000	24,000
平均受講料	10,638	22,727	23,437	13,718	11,591	26,077

※専門研修の斜線部分は、専門研修Ⅰ及びⅡの内訳を把握していない(更新研修として一括して実施)。
※平均受講料は受講料が「0」の道県を除いた平均である。



平成24年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール

時期	厚生労働省	都道府県 (又は指定試験実施機関)	登録試験問題作成機関 ((財) 社会福祉振興・試験センター)
4月	・試験日・合格発表日及び試験範囲の通知	・委託契約締結 ・受験要綱準備	・受託契約締結 ・問題作成(4月～9月)
5月		・受験申込み受理(5月～8月) ・受験資格審査(5月～9月)	
6月			
7月			・都道府県に問題必要部数の登録を依頼
8月		・試験センターに問題必要部数を登録(27日)	
9月	・都道府県に試験本部登録の依頼	・厚生労働省に試験本部登録	
10月	・都道府県に受験者速報を依頼	・試験問題受領 (試験日3日前)	・都道府県へ試験問題発送を連絡(上旬) ・都道府県へ試験問題を発送
試験実施<10月28日>			
	・受験者速報を公表	・厚生労働省に受験者速報の報告	
11月	・都道府県に合格者数の報告を依頼	・試験センターに答案データの提出(5日必着) ・試験の採点、合否判定	・合格基準の設定 ・都道府県に正答番号及び合格基準を通知(22日発送)
12月	・合格者数を公表 ・平成25年度の試験期日の確認等	・合格発表及び正答番号、合格基準の公表(全国統一) (10日) ・厚生労働省へ合格者数の報告 ・都道府県において順次実務研修実施	